

行進および集団示威運動に関する条例（昭和24年4月23日滋賀県条例第29号）

最終改正：平成19年03月20日

○行進および集団示威運動に関する条例

昭和24年4月23日

滋賀県条例第29号

改正 昭和29年条例第4号、平成4年第28号、16年第38号(イ)、19年第5号(ロ)

県議会の議決を経て行進及び集団示威運動に関する条例を次のように制定する。

行進および集団示威運動に関する条例

第1条 行進または集団示威運動（以下示威運動という。）で徒歩または車馬によつて街路もしくは公共の場所を行進しまたは塞ぎ、他人がその街路もしくは公共の場所を使用する個人的権利を排除または阻害するに至るべきものは、公安委員会の許可を受けないでこれを行つてはならない。

第2条 前条の許可の申請は、主催する個人または主催する団体の代表者から、行進または示威運動を行う時刻の72時間前までに所轄の警察署を経由して、公安委員会に書面をもつて提出しなければならない。（イ）

② 行進または示威運動の行われる区域が2以上の市町の区域にわたるときは、前項の許可申請は主たる開催地の所轄警察署を経由すれば足りる。

第3条 前条の申請書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 行進または示威運動の日時
- (2) 主催者の住所、氏名および全参加団体名
- (3) 行進の順路、予定されている示威運動の場所
- (4) 参加予定人員
- (5) 行進または示威運動の種類および目的

第4条 公安委員会は、その行進または示威運動が公共の安全に差迫つた危険を及ぼすことが明かである場合の外は、これを許可しなければならない。

② 公安委員会は、前項の場合において許可しないときは、速かに委細に理由を附して、議会に報告しなければならない。

③ 公安委員会は、第1項に規定する許可を与える場合において、参加者が秩序をみだしまたは暴力行為をなすことによつて生ずべき公衆に対する危害を予防するため、必要と認める条件を附することができる。

第5条 第1条の規定に違反して行われた、行進または示威運動を計画しまたはこれに参加したもの、第3条に規定する申請書に故意に虚偽の記載をしたもの、もしくは前条第3項の規定に基づいて公安委員会が附した条件に違反したものは、1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

第6条 この条例は第1条に規定する行進または示威運動を除き、公の集会を開く権利を禁止または制限し、もしくは公安委員会、警察官、その他の警察職員、県市町職員、その他の職員に公の集会、政治的活動を監督しまたはプラカード、出版物、その他の文書、図画等を検閲する権限を与えるものではない。（イ、ロ）

第7条 この条例のいかなる部分も、公務員の選挙に関する法令にむじゅんしまたは選挙運動中の政治的集会または演説の事前届出を、要求するものと解釈してはならない。

第8条 この条例を施行するための必要な事項は、公安委員会が別にこれを定める。

付 則

第9条 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 （昭和29年6月30日条例第40号）

この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

付 則 （平成4年3月30日条例第28号）

1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 （平成16年10月25日条例第38号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔以下略〕

付 則 （平成19年3月20日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。〔以下略〕